

1 総括

(1) 人件費の状況

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	(参考) 16年度人件費率
17年度	32,638人	9,805,756千円	484,027千円	2,790,308千円	28.5%	28.2%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。人口はH18.3.31現在

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

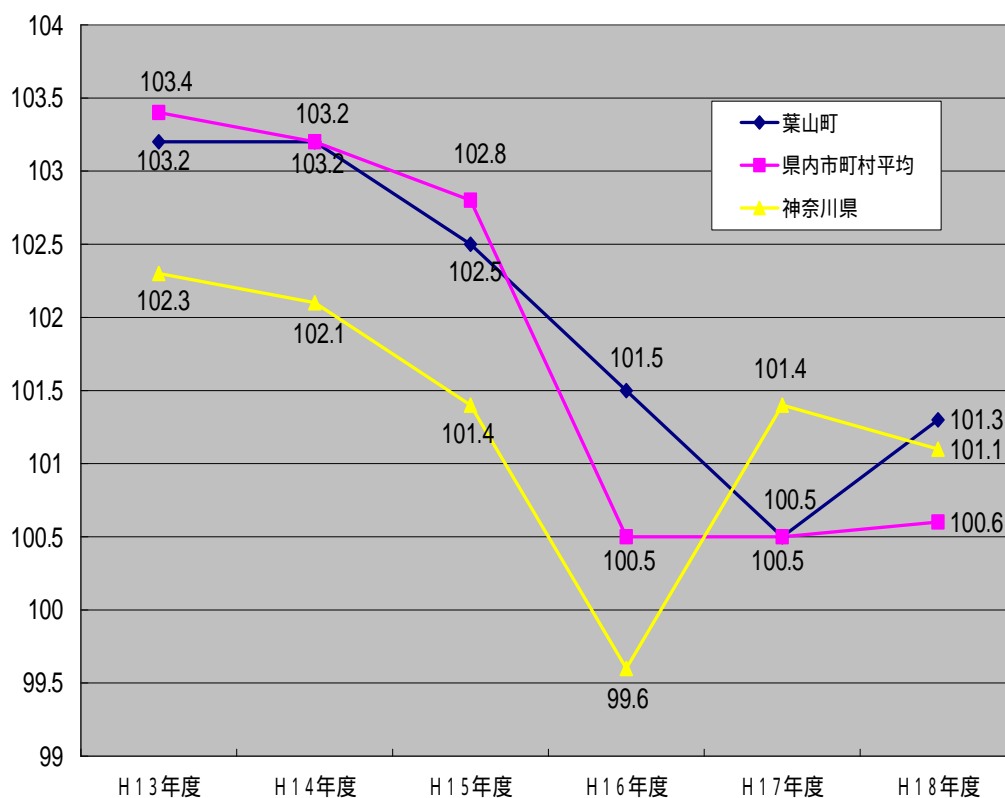
区分	職員数 A	給与費				一人あたりの 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	262人 (9人)	1,119,356千円 (19,526千円)	397,989千円 (2,959千円)	510,757千円 (4,041千円)	2,028,102千円 (26,526千円)	7,741千円 (2,947千円)

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 給与費は当初予算に計上された額です。

3 ()内は、再任用短時間勤務職員で262人には、含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況(平成 18 年 4 月 1 日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
葉山町	368,800 円	44 歳 4 月	309,600 円	44 歳 0 月
類似団体	337,748 円	43 歳 1 月	285,664 円	47 歳 7 月

(2) 職員の初任給の状況(平成 18 年 4 月 1 日)

区分	葉山町			国		
	大学卒	短大卒	高校卒	大学卒	大学卒	高校卒
一般行政職	183,800 円	170,200 円	148,000 円	179,200 円	170,200 円	138,400 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成 18 年 4 月 1 日現在)

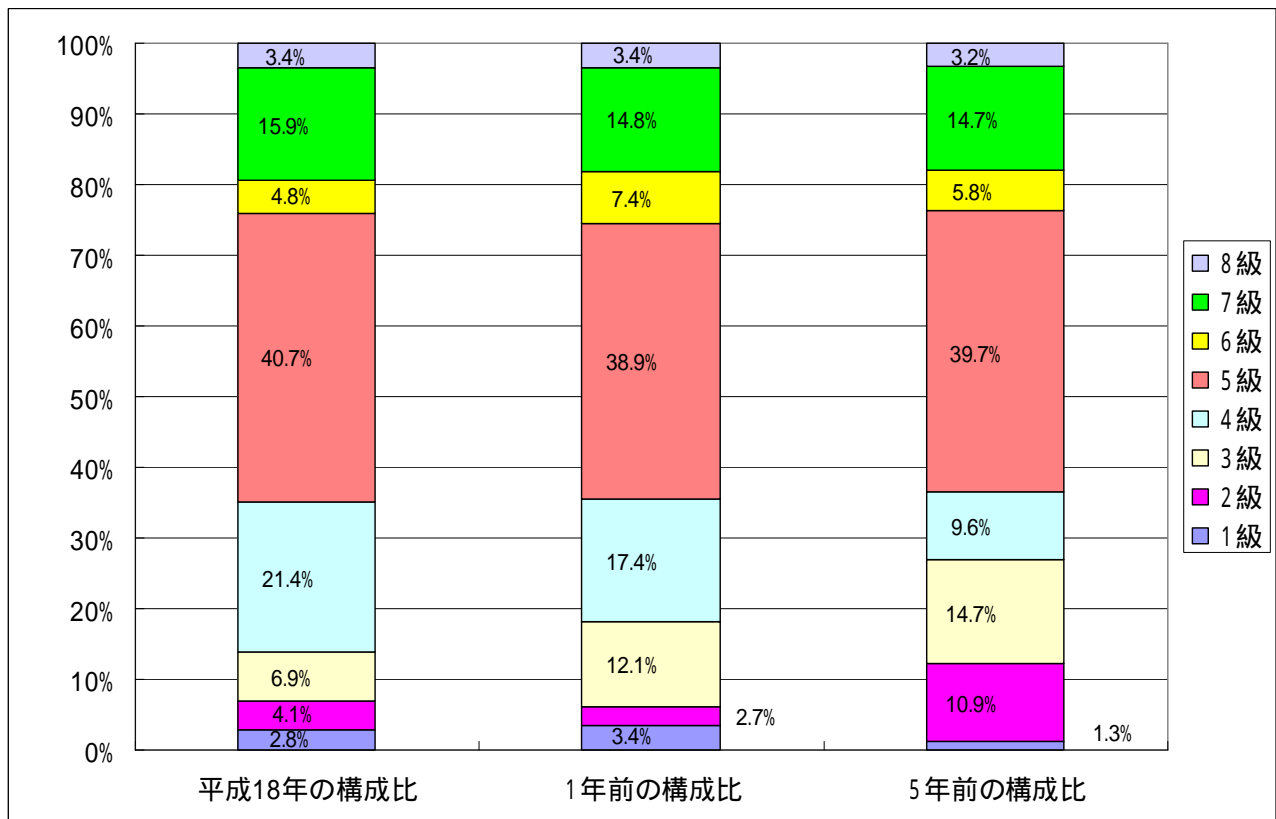
区 分		経験年数 10 年以上 15 年未満	経験年数 15 年以上 20 年未満	経験年数 20 年以上 25 年未満
一 般 行政職	大学卒	302,900 円	356,100 円	386,500 円
	短大卒	290,300 円	320,100 円	
	高校卒	282,600 円	314,900 円	371,100 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
標準的な 職務内容	主事補	主事	主任	主査	課長補佐 係 長	課長代理	課長	部長	
職員数	4 人	6 人	10 人 (1 人)	31 人 (3 人)	59 人	7 人	23 人	5 人	145 人 (4 人)
構成比	2.8%	4.1%	6.9% (25%)	21.4% (75%)	40.7%	4.8%	15.9%	3.4%	100% (100%)
前年構成比	3.4%	2.7%	12.1%	17.4%	38.9%	7.4%	14.8%	3.4%	100%

() 内は再任用短時間勤務職員で上段の数は含みません。



4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

葉山町			国		
区分	期末手当	勤勉手当	区分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.4月	0.7月	6月期	1.4月	0.7月
12月期	1.6月	0.75月	12月期	1.6月	0.75月
計	3.0月	1.45月	計	3.0月	1.45月
職制上の段階、職務の級による加算措置があります			職制上の段階、職務の級による加算措置があります		

退職手当の支給率は、県内3市15町1村6一部事務組合で構成する退職手当組合の条例によるものです。

(2) 退職手当

区分	自己都合	定年	区分	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	21.0月分	27.3月分	勤続20年	21.0月分	27.3月分
勤続25年	33.75月分	42.12月分	勤続25年	33.75月分	42.12月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
一人あたり 平均支給額	5,828千円 22,972千円 (前年度に退職した全職種の職員平均額)				

(3) その他の手当

手当の種類	内 容		
地域手当 (平成18年度予算)	支給対象地域	全地域	
	支給率	10%	
	支給対象職員数	287人	
	一人あたりの平均支給年額	462千円	
扶養手当 (月額)	配偶者	14,100円	
	配偶者以外の扶養親族2人まで(一人につき)	7,300円	
	配偶者のいない職員の扶養親族のうち一人	11,600円	
	その他の扶養親族(一人につき)	5,500円	
	扶養親族のうち16~22歳までの子(一人につき)	5,000円	
住居手当(月額)	支給限度額	29,300円	
通勤手当	公共の交通機関利用者	実費相当	
	交通用具(車・バイク等)利用者	通勤距離に応じて支給	
時間外勤務手当	職員一人あたりの平均予算年額	267千円	
特殊勤務手当	職員に占める手当支給職員の割合	64.6%	
	支給対象職員一人あたりの平均支給年額	16千円	
	手当の種類	16種	
	手当の名称	町税事務従事職員手当	
		徴収事務従事職員手当	
		防疫作業従事職員手当	
		行旅死亡人及び変死人の処置作業従事職員手当	
		死畜処理作業従事職員手当	
		用地交渉等従事職員手当	
		資格、免許、教育等を必要とする業務従事職員手当	
		運転業務従事職員手当	
		特殊車両運転従事職員手当	
		船舶運行業務従事職員手当	
		災害現場作業従事職員手当	
		消防作業従事職員手当	
		救急業務従事職員手当	
高所作業従事職員手当			
高所作業従事職員手当			
年末年始勤務職員手当			
変則勤務職員手当			

5 特別職の報酬等の状況

(平成18年4月1日現在)

区分		月額	期末手当	類似団体における最高/最低額
特別職 給料	町長	915,000円	4.4月分	915,000円 / 458,000円
	助役	740,000円		745,000円 / 388,000円
	教育長	699,000円		-
議員報酬	議長	499,000円	4.4月分	499,000円 / 227,000円
	副議長	430,000円		430,000円 / 182,000円
	議員	400,000円		400,000円 / 157,000円

6 職員数の状況

(1) 職員の総数

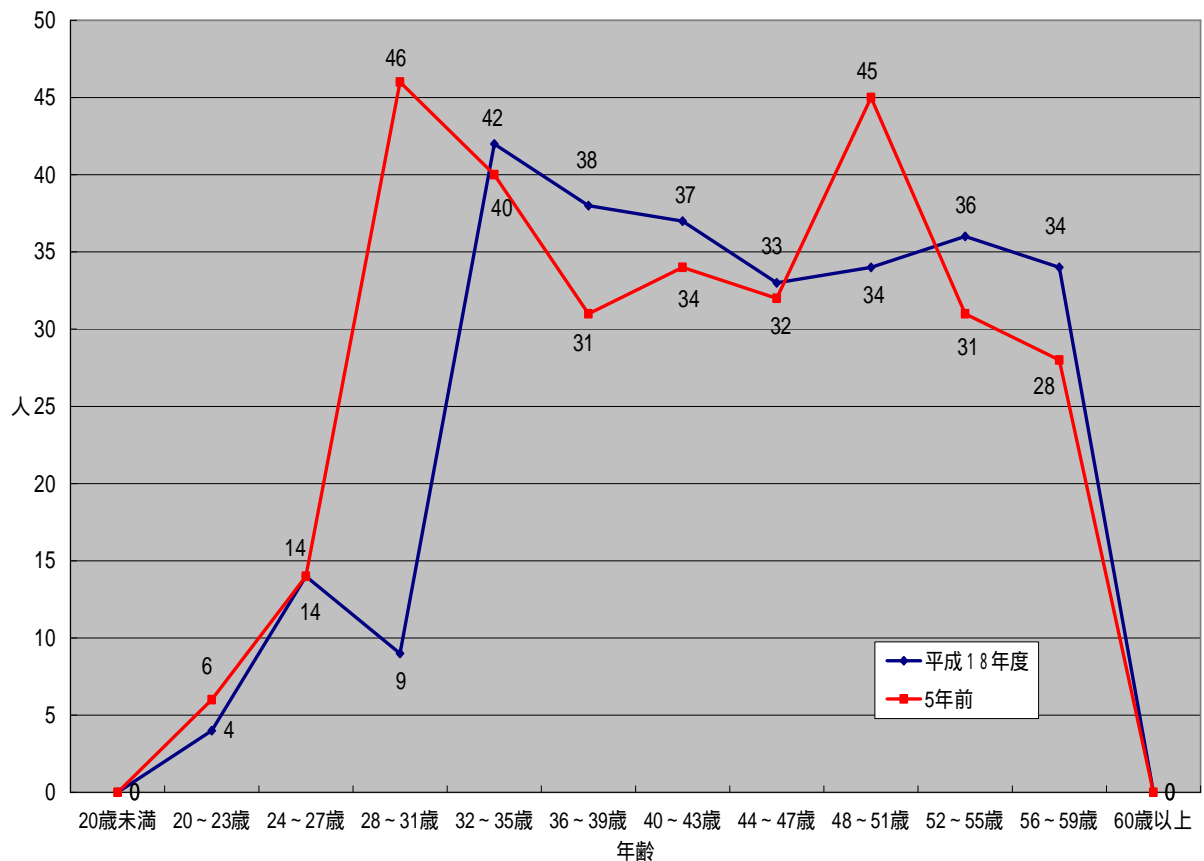
(各年4月1日現在)

	H18年	H17年
職員数	281人	286人
増減	5	

(2) 年齢別職員数の状況

(平成18年4月1日現在)

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上
職員数	0人	4人	14人	9人	42人	38人	37人	33人	34人	36人	34人	0人



(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

定員適正化目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成10年4月1日	平成20年4月1日	総職員数を316人から283人に削減する

平成22年4月1日現在における定員の数値目標

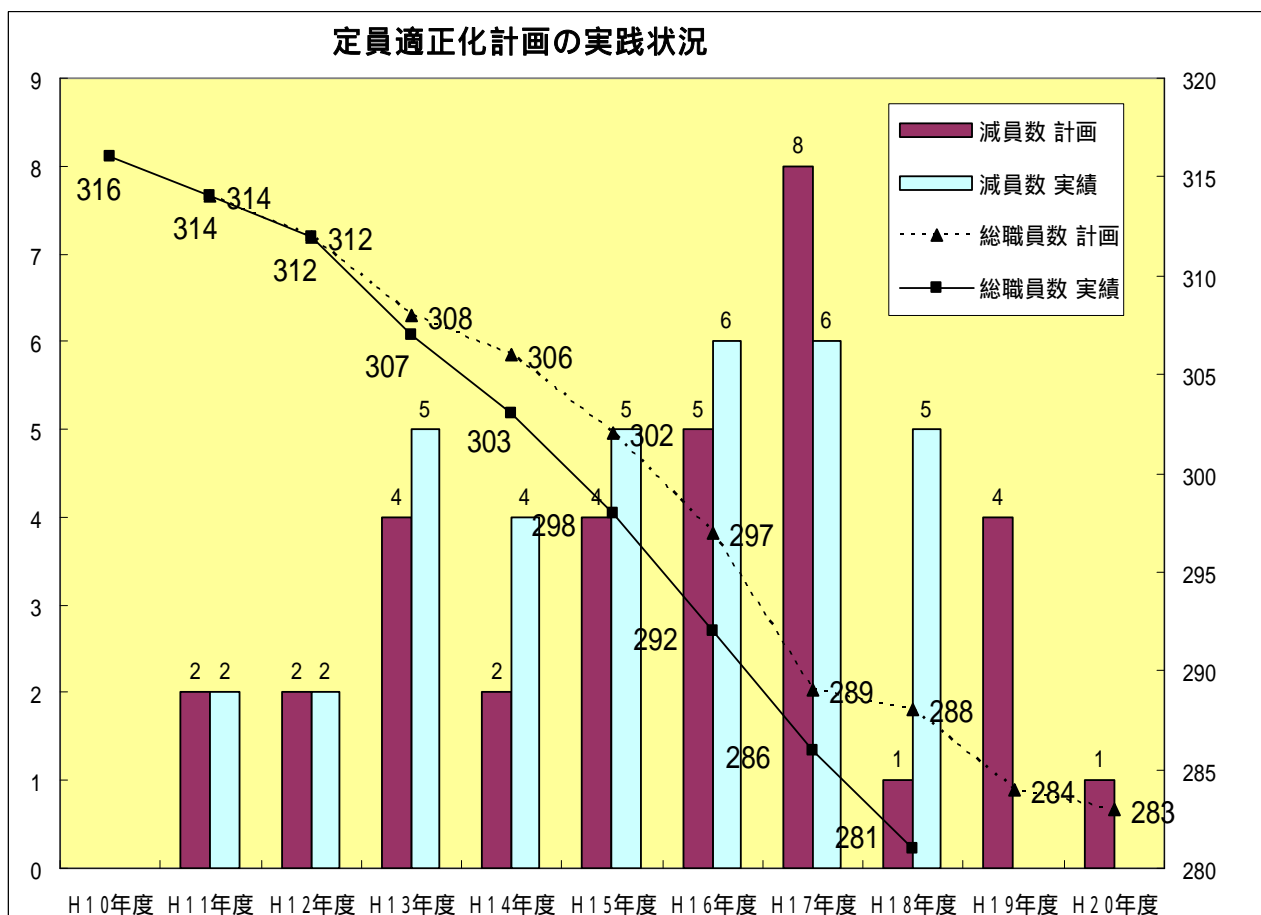
283人以下

定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
減員	/	2	7	10	9	7	8	14	11
増員	/	0	5	5	5	2	2	8	6
差引	/	-2	-2	-5	-4	-5	-6	-6	-5
職員数	316	314	312	307	303	298	292	286	281
計画	/	314	312	308	306	302	297	289	288

(注) 計画期間は、平成10年度から平成20年度までの10年間である。



7 職員の任免等の状況

(1) 採用者の状況

職 種	H17年度	H16年度
一般行政職	4人	6人
消防職	1人	
保健師	1人	
技能労務職		2人
合 計	6人	8人

(2) 退職者の状況

職 種	H17年度			H16年度		
	定年	自己 都合	合計	定年	自己 都合	合 計
一般行政職	4人	5人	9人	3人	2人	5人
消防職	1人		1人			
技能労務職	1人		1人	7人	2人	9人
合 計	6人	5人	11人	10人	4人	14人

(3) 再任用の状況

職 種	H17年度 採用者数
一般行政職	4人
技能労務職	6人
合 計	10人

再任用とは、高齢者雇用のため定年退職者を再雇用する制度です。

(4) 公益法人等への派遣の状況

公益法人等のうち、その業務が町の事務・事業と密接な関連を有し、施策推進を図るため人的援助が必要なものについて、職員を派遣しています。

葉山町社会福祉協議会 1人（派遣期間：16年度から）

(5) 障害者の任用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、国、地方公共団体及び企業は、一定割合以上の障害者雇用に努めることとしています。

	H18年度	H17年度
障害者雇用率	2.11%	2.10%
法定雇用率	2.1%以上	

8 勤務時間その他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間

職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり40時間です。

(2) 職員の年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

(各年度4月1日から3月31日)

H17年度の平均取得日数	H16年度の平均取得日数
7.8日	7.8日

(3) 療養休暇の概要と取得状況

職員が負傷または疾病のために勤務できない場合、医師の証明書等に基づき、療養のために必要最小限度の期間、勤務することが免除されます。

(平成17年度)

	取得者数	
	公務によるもの	公務以外のもの
療養休暇	1人	17人

(4) 職員の育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。

	取得者数	
	H17年度	H16年度
育児休業	5人	4人

9 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

分限処分とは公務の能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

(1) 分限処分

(平成17年度)

処分事由	降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合				
心身の故障の場合			2人	
職に必要な適格性を欠く場合				
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合				
刑事事件に関し起訴された場合				
合計			2人	

(2) 懲戒処分者 平成17年度 該当なし

10 営利企業等従事許可制度の概要と許可の状況

職員は許可を受ければ営利企業等に従事することができます。

許可した内容	許可件数	
	H17 年度	H16 年度
大学での講義		1 件
社会福祉法人の理事及び評議員		1 件
国勢調査員	24 件	
合 計	24 件	2 件

11 職員研修の状況

(1) 階層別研修

階層別研修とは各職位の役割を認識し必要な知識を身につけるために行う研修です。

研修区分	受講者数	
	H17 年度	H16 年度
初級・新採用研修	6 人	3 人
中 級 研 修	6 人	8 人
監 督 者 研 修	1 人	4 人

(2) 課題別研修

課題別研修とは具体的な課題ごとに必要な知識や具体的な考え方を身につけるために行う研修です。

研修区分	受講者数	
	H17 年度	H16 年度
地方自治法研修	1 人	1 人
民法研修	1 人	1 人
法制執務研修	1 人	2 人
税務職員研修	1 人	2 人
政策形成研修		1 人
用地研修		1 人
財務担当職員研修	2 人	
広報企画研修	1 人	

(3) 県への職員派遣

地方分権の進展により役割が増大する市町村における人材育成の取組みとして、神奈川県と県下市町村との間で職員の派遣交流を実施しています。

派 遣 先	派遣者数	
	H17 年度	H16 年度
神奈川県	3 人	3 人

12 公平委員会の業務の状況（苦情処理、措置要求、不服申立）

（１）苦情処理制度の概要

職員は、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理の全般に関する苦情の申出及び相談を公平委員会等にすることができます。

（２）勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況

職員は、給与等勤務条件に関して公平委員会に当局が適当な措置を講じるよう要求することができます。

平成 17 年度 該当なし

（３）不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

平成 17 年度 該当なし

13 職員の福利・厚生状況

（１）共済組合

町の常勤職員は、神奈川県市町村職員共済組合等に加入しています。共済組合では主に次の3つの事業を行っており、これらの事業に必要な費用は「組合員の掛金」と「地方公共団体の負担金」によって賄われています。

事業名	事業の概要	
短期給付事業	組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業・災害に対して、必要な給付を行います。	
長期給付事業	共済年金	退職共済年金・障害共済年金・障害一時金・遺族共済年金
	基礎年金	老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金
福祉事業	保健事業・貯金事業・貸付事業・物資事業・財形住宅貸付事業	

（２）公務災害補償の概要と実施状況

公務において、災害が発生し、職員が傷病したり、死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定補償がなされます。

		平成 18 年度	
		傷病	死亡
通勤災害	新規認定件数	0	0
	補償件数	0	0
公務上の災害	新規認定件数	2	0
	補償件数	2	0

（３）職員の健康診断等の概要

労働安全衛生法に従い、職員の健康診断を年 1 回実施しており、職員の健康に配慮しています。

(4) 安全衛生委員会の概要

職員の安全と衛生に関する事項について調査・審議する機関として、産業医を含む 18 名で組織され、毎月 1 回実施しています。また、メンタルヘルス講演会を実施するなど、職場の安全衛生と職員の健康に対する意識高揚に努めています。

(5) その他

地方公共団体は、法律に基づき、職員の保健、元気回復等の厚生制度を企画し実施することとされています。このいわゆる福利厚生事業は、主に職員の互助共済・福利厚生を増進するために設置された職員で組織する「職員厚生会」が行っており、職員の会費と、町からの委託、補助により運営しています。会員数は平成 19 年 4 月 1 日現在、341 名（非常勤職員等を含む）です。

職員厚生会の主な事業としては、人間ドック等助成事業、文化事業、家族交流事業、クラブ活動助成事業などを実施しています。